

いじめ防止等のための基本的な方針について

森町立森中学校

1 基本方針

「いじめ」はどのような理由があろうと絶対に許されない行為である。しかし、「いじめ」はどの生徒にもどこにでも起こりうる可能性をもっている。そのことも踏まえ、学校、保護者、地域が連携し、一体となって防止に努める必要がある。

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

一つひとつの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあるため、その生徒や周りの状況等を確認することも必要である。いじめの表れとしては以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) 本校いじめ問題の実情と課題

過去の事案から傾向を見ると、「いじめ」として認定される事案の発生背景には、小学校時代からの継続した人間関係のトラブルが中学入学を契機に表面化・問題化される傾向が見られる。

ア いじめの発生を助長させる要因

- (ア) 小さな校区である地域特性から、生徒同士の人間関係に固定化が見られ、多様性を受け入れる力の弱さや、慢性的なからかいや冷やかしが発生しやすい。
- (イ) 規範意識の低さが見られ、生徒が落ち着いた学校生活を送るための指導が必要になりつつある。
- (ウ) 恒常的な低学力層生徒が学校生活や授業にストレスを感じやすい。

イ 基本方針作成にあたっての組織的課題

- (ア) 生徒自身の主体的ないじめ問題への取り組みが不足している。
- (イ) 自己肯定感・自己有用感の育成について、PDCAサイクルが機能していない。

2 「いじめの防止等の対策のための組織」（以下組織）設置について

小規模校である本校実情を踏まえ、生徒指導委員会（校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭）をこれに充てる。また、組織では、心理に関する専門的な知識を有する者としてスクールカウンセラーを活用し、恒常的な助言を受けるとともに、必要に応じてケース会議にスクールカウンセラーの同席を求めるものとする。

3 いじめ防止等のための対策

（1）いじめの未然防止

ア 基本的な考え方

学校経営方針に従って、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り、学校づくりを行っていく。

イ いじめ防止のための措置

入学を契機に生徒同士の関係を含め、新しいスタート意識をもたせる必要がある。

（ア）いじめについての共通理解

- ・4月職員会議、生徒理解研修でいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点の周知
- ・日常の短学活でのいじめ問題への問題意識の投げかけ
- ・全校集会での投げかけ

（イ）いじめに向かわない態度・能力の育成

- a 規律
 - ・校内生活のルール徹底（生活オリエンテーション）
 - ・授業内ルールの徹底（学習オリエンテーション）

b 学力

わかる授業づくりによる学力向上と、すべての生徒が授業に参加できる活躍できる授業改善

- (a) 校内研修
 - ・授業公開による指導力の向上
 - ・学び合いの場の設定によるすべての生徒の活躍場面の保障
 - ・生徒の不安、不満を高めない授業づくり
- (b) 学習支援
 - ・課題に対する日常指導による基礎基本の定着
 - ・テスト前支援による基礎基本の定着

（c）自己有用感

○他者への共感的理解のための情操の育成のため、人権や他者との関わりについて、生徒が考える機会を設定する。

- ・年間計画に基づく日々の道徳活動の充実
「B-6 おもいやり」「C-11 公正・公平」を計画的に配置
- ・社会体験や生活体験
ロゲイニング、修学旅行、2年職場体験、1年福祉体験、
3年おはぎづくり、1年親子体験学習、地域ボランティアへの積極的参加
- ・学級活動
エンカウンターを用いた人間関係づくり
いじめを題材とした話し合い活動の場の設定
生徒同士の意見交換の場の設定

- ・朝読書の実施
 - ・生徒会主催の挨拶運動を通してのコミュニケーション能力の育成
- 他者から認めてもらう体験・相手を認める体験
- ・生徒会活動：対面式、決意を語る会、3年生を送る会
 - ・校内体育祭、合唱祭でのクラスでの協働体験
 - ・学級での係活動、委員会での役割分担による協働体験

ウ 未然防止策の評価とフィードバック

- 自己有用感アンケート（心のスケッチ）の実施と取り扱い
- (ア) 学級担任が生徒個々の心の変化の見取り材料として利用する。
- (イ) 学校全体の数値データは単に数値の変化で評価をせず、生徒の活動や発達段階と照らし合わせて組織で検討し、フィードバックする。

(2) いじめの早期発見

ア 生徒の変化への気づき

- ・小規模校の利点を生かし、全職員が積極的に多くの生徒とコミュニケーションをとる。
- ・生徒の表れや関わりに気になる変化がある際には必ずメモに残す（5W1Hの記載）。
- ・生活記録の記載では、丁寧な返答で心の会話ができる関係作りを心掛ける。
- ・保健室やスクールカウンセラーを積極的に活用し、生徒の話しやすい場面設定を意図的に増やす。
- ・自己有用感アンケートを実施し、生徒の心の変化への気づきを高める。
- ・年間4回学校生活アンケートを実施し、生徒からの情報を収集する。
- ・年度に2回、教育相談の機会を設定し、生徒との面談機会から心の表れを見取る。

イ 情報の共有化

- ・生徒指導掲示板を活用し、生徒の状況を共有。より多くの教師の目で事案を見守る体制を作る。
- ・生徒の気になる表れは、学年主任・生徒指導主事に報告し、学級担任・学年主任・生徒指導主事で事案についての見取りと指導の方向性を検討するとともに、組織での検討が必要か判断する。
- ・生徒指導上の表れや指導事案については、校務支援ソフトを活用して学年間の円滑な引き継ぎと情報共有を行う。

ウ 特に配慮を要する生徒への対応

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒については、教育支援計画を共有し、当該生徒のニーズや特性を踏まえ、適切に支援する。
- ・外国籍生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びが困難な場合が出てくるため、教職員、保護者、生徒などへの理解を深め、学校全体で見守り、支援する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応を周知する。
- ・被災などによる避難生徒については、被災による心身への影響や慣れない環境への不安感を教職員が理解するとともに、生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払って見守る。

上記の生徒を含め、特に配慮を要する生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒への適切な指導を組織的に行う。

(3) いじめに対する対応

ア 情報の共有化の中で、学級担任・学年主任・生徒指導主事での協議での結果、組織での検討が必要とされた事案については、組織でその後の対応策について検討をする。いじめの発見・通報を受けた場合にも、組織で今後の指導方針・対応策を検討する。

(ア) 組織での検討に際しては、学級担任の蓄積したデータをもとに分析を行い、指導方針を決定する。

(イ) 被害生徒への聞き取りが可能な場合には、被害生徒への聞き取りからの情報も組織での検討に活用する。

(ウ) いじめと認定された事案では、被害生徒の安全と保護を第一とし、保護者への助言も含め方針を決定する。

(エ) 「重大な事態」と組織が判断した場合、設置者との調整、関係機関との連携および調査機関の設定等を、校長を中心に進め、組織で学校の方針を決定していく。

イ いじめは安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2点が3か月程度続いて、満たされている必要がある。ただし、これらの条件を満たしていても、状況に応じ判断する。

(ア) いじめに直接関わる行為が止んでいること。

(イ) 被害者が心理的・精神的な苦痛を感じていないこと。

「解消している状態」に至った場合にも、いじめが再発する可能性があるため、継続して日常的に見守っていく。

(4) 保護者・地域・関係諸機関との連携・協力

ア 保護者

(ア) PTA 参観会・学校公開日・挨拶運動・奉仕作業等の設定により、学校での生徒の表れを地域・家庭・学校で共有する。

(イ) 学級担任から保護者へのきめ細やかな連絡を大切にし、学校での生徒の様子を保護者が把握し、学校と連携をとて生徒の指導にあたる関係を構築する。

イ 地域

(ア) 地域の人の話を聞く会・祭典指導を通して、地域住民の目で生徒を見取る場を意図的に増やす。

(イ) 「民生児童委員・主任児童委員・幼小中学校 合同会議」を地域での生徒の見取り報告と、学校から地域への依頼の場として協力を要請する。

ウ 関係諸機関

(ア) 静岡県教育委員会からの資料等を活用し、相談窓口の紹介を行う。

(イ) 「重大な事態」と組織が判断した場合には関係機関との連携を、校長を中心に行う。